

	<h1>ふくりゅう</h1>	特定非営利活動法人 日本水循環文化研究協会会報
		発行責任者 酒井 彰 (理事長)
		令和6年4月18日 通巻112号

ふくりゅう 112号 目次

『水循環基本法』施行10年を“動かす”シンポジウムを企画しています	
「『水循環基本法』施行10年を“動かす”」国民運動協議会実行委員会	1
2024年度定例総会開催のご案内	2
地球環境基金助成金採択が内定	3
「水循環フォーラム」を開催しました	4
バルトン先生の墓地に立札 —QRコードから功績にアクセス—	5
WKバルトンをたずねる台湾訪問のご案内 (再)	6
理事会より	6
編集後記	6

『水循環基本法』施行10年を“動かす”シンポジウムを企画しています

「『水循環基本法』施行10年を“動かす”」国民運動協議会実行委員会

前号でお伝えしましたように、本会では、水循環基本法施行10周年の事業を行う「決意」を昨年10月に仙台で行われたイベントで表明したことを受け、企画準備を進めています。5年前、「水循環基本法を“動かす”シンポジウム」が開催されたのは、同法附則第2項において、「この法律の施行後5年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする」とされていながら、そのような動きがみられなかったことから、同法を“動かす”シンポジウムを開催し、国会請願を行うことが目的でした。しかしながら、国会で審議されることもありませんでした。また、基本法11条には、「この法律の目的を達成するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない」とされていますが、基本法の目的、趣旨に沿うように、関連する個別法の見直しも行われていません。こうした状況から、検討目途の5年からさらに5年が経過した本年、表題のシンポジウムを企画することとしました。

実施体制としては、5年前のシンポジウムにならない、シンポジウムの主催団体となる「『水循環基本法』施行10年を“動かす”国民運動協議会」の趣旨に賛同する発起人会を組織し、全国の水に関わる活動を実践されている市民団体に同国民運動協議会への参加を呼びかけることにしています。これに先立ち、事業を行うための国

民運動協議会実行委員会を組織し、発起人への呼びかけ、市民団体への参加要請を行う段取りを進めています。国会請願を意図していることから、その過程で、水制度改革議員連盟副代表の小宮山泰子衆議院議員にコンタクトさせていただいています。発起人会代表には、前芝浦工業大学副学長の守田優氏に就任していただきました。また、実行委員会委員長には本会理事の渡辺勝久氏がその任に当たります。実行委員会のメンバーは右の通りです。なお、本会はシンポジウムの共催団体として参加します。

現在、シンポジウムの企画ならびにプログラムを検討中ですが、水循環基本法に対する実行委員会の現状認識は以下の通りです。

国民運動協議会実行委員会	
メンバー (五十音順)	
委員長:	渡辺 勝久
委員:	稲場紀久雄
〃:	酒井 彰
〃:	佐藤 英雄
〃:	清水 康生
〃:	宮本 博司
〃:	守田 優

1. 水循環基本法制定時の経緯

- ① 水制度改革議員連盟が策定した水循環基本法の前案から、基本的な施策は後退し、諸事項にかなりの相違があるが、水制度改革に向けた第一歩を踏み出すため、「水循環基本法」は制定されました。

- ② 附則2項で言う総合的検討とは縦割り制度の解消に向けて、水制度改革を進めることが主眼となるべきです。
- ③ 基本法には「水循環計画」の規定がなく、さらにその計画主体（水循環管理主体）、計画目的、計画区域に関する規定がありません。

2. フォローアップ委員会の動向

水循環基本法フォローアップ委員会は、水循環基本法の施行後、この基本法の目的・趣旨に沿うように法改正し、体系化することを目的に設置されたものです。具体的には下記の役割を担うことが求められています。

- ① 水循環政策本部が策定する水循環基本計画（水循環基本法第13条）が、基本法の主旨に沿うように意見具申すること。
- ② 縦割り行政で具体化できない政策課題を法案化し、議連に上申すること。

また、水循環基本法の目的や趣旨が個別法で達成できない場合は、新たな法律（例えば「地下水保全法」）を制定することが、フォローアップ委員会の役割です。しかしながら、こうした役割が果たされているとは言えません。

国民運動協議会では、水制度改革議員連盟の運営支援を行うため、以下の活動を継続していくことをその行動指針とします。

- ① 全国の水に関し、活動されている方々（発起人）の力を結集し、施行10年を振り返り、水循環政策本部が作成した「水循環基本計画」等の課題を明らかにするため、「勉強会」の実施を提案いたします。
- ② 取組むべき優先度の高い課題への対応を提起し、国会へお願いいたします。

『水循環基本法』施行10年を“動かす”シンポジウム・プログラム案

プログラムⅠ

日時；2024年7月5日（金）

会場：衆議院第一議員会館 地下1階大会議室

<午前の部>

- 主催者挨拶（協議会発起人代表）、経過報告（実行委員長）、国会議員代表挨拶、来賓挨拶
- 基調講演（守田優氏）

<午後の部>

- 水循環基本法10年の検証（実行委員会メンバーから）
- 水制度改革議員連盟との意見交換
- 環境劇場「市民の宝“杜と水”」（仮題）
- 国会請願文の朗読と代表国会議員への請願依頼

プログラムⅡ

日時；2024年7月6日（土）

会場：新宿NPO協働推進センター

<午前の部>

- パネルディスカッション
「水循環基本法施行10年を振り返る」

<午後の部>

- 「水循環基本法施行10年を振り返る」市民の声
- ※ 国民運動協議会に参加いただいた市民団体から、「水循環基本法10年を振り返る」をテーマにペーパーを募集し、プログラムⅡ午後の部でご発表いただきます。
- ※ 7月6日は、水循環文化研究協会の定例総会を行います。プログラムⅡ午前の部は総会終了後に始まります。

2024年度定例総会開催のご案内

今年度は「研究発表会」は行いません

2024年度定例総会の開催をご案内いたします。改組にあたり定款を改正し、昨年度よりリモート参加での表決、電子媒体での出欠届、委任状提出が可能になっています。詳しくは、総会議案書をお届けする際に、ご案内いたします。また、事務の省力化のため、会費納入につきましても、銀行口座への振込、ネットバンキングでの納入をお願いできればと存じます。

総会の開催日程、場所、予定している議案は以下の通りです。総会当日の午後に、研究発表会を開催することが定例化されつつありますが、この上の記事に

もごまいますように、総会と同時期に水循環法施行10周年のシンポジウムを行うこととなり、今年度は、今年度、研究発表会は行わないということにいたします。

総会当日は、このシンポジウムの2日目ということで、総会終了後に「水循環基本法施行10年を振り返る」ということで、パネルディスカッションならびに水循環基本法に関わる市民からの声を発表していただく機会を設けます。

シンポジウムと併せ、ご出席いただければ幸いです。

記

日時：2024年7月6日（土） 9:30～10:30
(9:10 受付開始)

場所：新宿NPO協働推進センター
(新宿区高田馬場4丁目36-12)

次第：

第1部 総会

○ 開会の辞 9:30

○ 総会議事次第

(1) 定足数確認

(2) 議長選任

(3) 書記指名

(4) 議事録署名人指名

(5) 議事

第1号議案 2023年度事業報告ならびに会員の現況報告

第2号議案 2023年度収入支出状況報告及び会計監査の承認に関する件

第3号議案 財産目録の承認に関する件

第4号議案 2024年度事業計画及び予算に関する件

○ 閉会の辞 1030

※ 総会の後、水循環基本法施行10年を動かすシンポジウムⅡを開催いたします。

地球環境基金助成金採択が内定

本会理事長 酒井 彰

昨年12月に地球環境基金へ助成金交付要望書を提出していましたが、このたび、以下の通り、内定通知を受けました。

活動メニュー：ひろげる活動

活動名：都市貧困地区における水・衛生施設の持続的管理に向けたコミュニティの能力形成

活動分野・活動形態：総合環境教育・実践

活動年数：3年計画

助成額：310万円（2024年度）

本会としては、2019年度から3年間の実践に続き、3年ぶりの採択、同基金から4度目、そのうち、都市貧困地区での活動は3度目の採択となります。

2012年度からの活動では、共同トイレを更新し、バイオガスプラントで尿尿を分解し、得られたガスを燃料に使うといった、技術移転に主眼を置いたものでした。プロジェクトが終わり、程なくして共同トイレはルール無視の使われ方がされ、まともな管理もされていないことが分かりました。そこで、コミュニティ住民の衛生行動の変容を促すこと、女性を中心とした管理組織をつくり、自立的管理を促すことを主眼とする活動を2019年度から実践しました。

しかしながら、プロジェクトを行った多くのコミュニティで、プロジェクト終了後、管理組織がその役割を担うことができないため、共同トイレや手洗い場に給水する設備が故障しても対応されず、調理や水汲みに使う井戸からトイレでフラッシュする水を汲んだり、使用後の手洗いもその井戸の水が使われたりしており、介入前の状況に後戻りしていました。

このため、昨年6月から、水・地域イノベーション

財団の助成を受け、こうした原因を探るとともに、コミュニティへのヒヤリングを繰り返し、コミュニティの人たちによる自立的な意思決定により、対応策を決めてもらうことを促してきました。

この過程で、コミュニティ組織が機能しなかった大きな理由として、介入策を検討する段階でコミュニティ自身が決定にあまり関与してこなかったことが、自立的管理が機能しない要因と推察されました。さらに、コミュニティによる話し合いで、故障した設備への対応を決めるように促しても、なかなか結論が得られないことが明らかになりました。

すなわち、自分たちが決めてもいない設備を管理しろと言われても、その気になれない、以前の状況に戻ってもそんなに困るわけではない、管理組織もプロジェクトを行う外部者が組織したもの、故障の対応をコミュニティで決めろと言われてもそんな経験はないので、決め方が分からない、といった状況だということが分かりました。この2023年度の活動は、会員の菊池美智子さんが中心となり行われました。プロジェクト後の実情が、我々の想像や思い込みではなくよりリアルに把握されました。

そこで、今回採択されたプロポーザルでは、コミュニティによる意思決定、それができなければ設備を導入するような介入はしない、その代わりに、コミュニティによって意思決定ができるよう、教材を準備してワークショップを行うという活動を考えています。とくに、意思決定の進め方については経験も少なく、コミュニティの人々にとって、理解するのは容易でないとところから動画教材も準備中です。

この動画教材では、従来のようにNGOがどんな設

備を導入するかを決め、ほぼその提案に合意するよう促すケース (A)、NGO が提案したり、意見を述べたりすることは控えて、意思決定の場でのファシリテーションに徹し、コミュニティによる決定を導くケース (B)、NGO は求められる時に助言する程度とし、コミュニティ・リーダーによって事前に準備された案を議論してコミュニティで主体的に決めるケース (C) からなるシナリオをつくり、これに基づいて撮影しました。

我々としては、ケース B や C のような意思決定がなされることを望んでいるのですが、現地の開発関係者に動画を見せたところ、NGO の説明に納得で

きるということから、ケース A の評判が良いという意外な結果となり、こちらの説明を聞いて、B や C の意図が理解されたということがありました。開発を生業とする人たちは、コミュニティによる自立的管理の必要性を常に主張していますが、その認識のされ方の一面を見た思いです。

我々にとっても、現地スタッフにとっても、そしてもちろんコミュニティの人たちにとっても、経験したことのないチャレンジングな活動になるだろうと思います。個人的には海外技術協力の最終のフェイズとして臨んでいきたいと思っています。



動画のなかのミーティングシーン、NGO スタッフ(男性)の座る位置の違いに注目(左からケース A・B・C)

「水循環フォーラム」を開催しました

3月2日、リモートと本会会議室でのリアルを併用する形で、「水循環を可視化する」というテーマで「水循環フォーラム」を開催しました。当日は、会場参加者を含め約10名の会員が参加され、ともに東京大学大学院新領域創成科学研究科准教授のおふたりの講師から、以下のタイトルで話題提供をいただき、活発な議論が行われました。

福永真弓「意味ある水を取り戻す」

坂本麻衣子「見えるもの、見ようとするもの」

司会の酒井から、以下のことを議論したとの趣旨説明を行いました。

- 水循環のさまざまな過程で「見えない」、「見えにくい」領域があり、それが「水は共有資源である」という認識形成を難しくしているのではないか。
- 水循環が非可視化されることに伴い、弊害も少なくないと考えられることから、逆にこれを可視化することは水循環健全化の第一歩になるのではないか。
- 水を通した人と社会の関わりを考えるきっかけとして、可視化することの意味、可視化の方法について議論したい。

福永先生からの話題提供では、水と社会とのつながりが深いローカルな地域での「絵地図づくり」などの経験を通して、水の意味取り戻すということはどういうことか、また、こうしたことが都市で生活する人にとって容易でないといったことが話されました。次の発言が印象に残っています。

- 日本人は、生活、生産の場で水を意味あるものとしてとらえてきたが、水がインフラ化されることにより、水は記憶をもたない要素化されたものとなってしまった。
- 都会に住む人々は快か不快かといったことでしか、水の評価しなくなっている。そうした人が見る水の景観は人工的な親水空間に限られている。
- インフラは、不可視であることが前提となって、我々の社会のなかに組み込まれている。
- 文化は流域単位、藩単位で分かれていたことが多かった。より直感的に把握できる流域単位の文化が流域に住む人の共有のものとして認識されるようになってきている。これが流域単位のガバナンスにおいても重要になってくる。
- 都市に住んでいる人にとって、川が近くにあっても水害のリスクなど認識できない方が安心だという感覚がある。

- 水のこと、流域のことを知らない方が幸せと思っている人たちに、知った方が面白いですよと伝えられるように、アートの力を借りて展示会を開催した。

坂本先生からは、国際的にも新たな学問領域となっている社会水文学について、日本での取り組みについて紹介されました。この取り組みには、ご本人を含め、さまざまな分野の研究者が参画しているとのこと。現在取りまとめの過程にある内容を含めお話しをいただきました。

- 水文学は、水の循環、分布、水利用、水と環境の関係、人との関わり合いを扱う水に関する総合科学であるが、社会との相互作用にあまりフォーカスされてこなかった。
- 水文学の世界的な動きとして、社会科学との連携によって、実践問題の解決策を見出すことが指向されており、社会水文学の体系化へ向けた取り組みもその流れのなかにある。

話題提供のかなでは、社会における多様な水の価値システム、価値観の異なる関係者が存在するなかでのガバナンスに関し、お考えが述べられました。

参加者との議論のなかでは、

- 水循環への関心を高めるため、ロールプレイングゲームを通して自由な発想が生まれたり、パ

ーチャルなコミュニティ形成が経験できたりする可能性があるのではないかと。

- それぞれの時代に、社会がどのような決定をしてきたか、社会がどう動いてきたかを訴訟や判例から紐解いていくのは、研究のアプローチとしても意義がある。
- 利他性を育むためにも、意味ある水を取り戻すことが重要と考えている。
- 他人の価値観を知る機会が必要なのではないかと。水・地域イノベーション財団が管理・運営しているスマホアプリ「水辺へGo!」では、同じ水辺をほかの人がどう評価しているかを知ることができる。
- 雨を貯めるような行動を促すために“ごほうび”のようなインセンティブが必要というアイデアが述べられ、これに対し、浸水防止に貢献したという満足を感じるということと美しいのではないかと意見があった。

水循環を可視化することで、行動を起こす人を増やすことにつながるのではないかと思います。そんなことに念頭に置いた活動を行っていくことで、水循環への理解が社会に浸透していければと思っています。

(文責：酒井彰)

バルトン先生の墓地に立札 —QRコードから功績にアクセス—

青山墓地では、著名な方の墓地に QR コードを記した立札を設け、経歴や業績の詳しい説明にアクセスできるようにしていく方針のようです。これにバルトン先生が取り上げられていることは、前号でお知らせしましたが、そのすぐ後に、青山霊園管理所より、立札が立てられました。

2つある QR コードの左の方は、青山霊園で用意

されたバルトンの紹介文と写真、関連年表。そして右の QR コードから、本会ホームページに設けた「バルトン関連インデックス」にアクセスできます。HP のホーム画面の左に並んでいるコンテンツリストにある「W.K. バルトン関連情報」から、ここへアクセスすることもできますので、一度訪れてみてください。

今後、このインデックスに、機関誌に掲載されてい

るこれまでのバルトン忌の報告、講演録を PDF 化して加えていきたいと思っています。会員各位にはご賛同ならびにこの作業へのご協力をお願いしたく存じます。

(立札ができた件、本会の Facebook ではすでにお知らせ済ですが、「既読」はわずか 16 名！)



墓地の前の立札と QR コード (青山霊園管理所・牧田さんよりご提供)

WK バルトンをたずねる台湾訪問のご案内（再）

前号でもご案内しましたが、このツアーは、稲場評議員の著作「バルトン先生、明治の日本を駆ける!」、「都市の医師」の翻訳を手掛けられた鄧淑晶さんにより企画・提案されたものです。前号では、簡単な旅程表のみの紹介でしたが、鄧さんから写真付きで、訪問先の説明が入った案内をいただきましたので、これをホームページにアップしました（右のQRコードからアクセスできます。写真はそのトップページ）。

今のところ参加の意思表示をされた方はいらっしゃいませんが、ホームページもご覧になってご検討いただければ幸いです。メインの訪問先は2021年に再建されたバルトン先生の胸像ですが、台湾の近代化に貢献したバルトン、濱野弥四郎、八田與一がイラスト付きで紹介されています。

時期については、2024年12月を考えており、鄧さんの方では9日（月）～12日（木）で考えておられるようですが、確定ではありません。

気になる予算ですが、参加人数によっても変わってきますが、円安の影響もあり、おひとり22万円程度になりそうです。会員以外の方にも声をかけ、15名程度集まればと思っています。会員各位からのご連絡をお待ちしております。



理事会より

● 水循環基本法制定10年を動かす事業・シンポジウムへご参加ください

本号でも詳しくお知らせさせていただいておりますが、理事会メンバーが中心となって組織された国民協議会実行委員会では、現在、発起人依頼文、国民協議会への参加

要請の文書を配布し、回答待ちの状況です。会員下記に置かれましても、主旨をご理解のうえ、ご協力、ご参加いただきますようお願い申し上げます。

● 小平市下水道市民講座が開催されます（リマインド）

これも前号でお知らせしましたが、小平市下水道市民講座「下水道れきし旅～古代から現代～」(講師：本会名誉会員・谷口尚弘氏)が4月21日に始まります。その後、8月をのぞく10月まで計6回にわたって開催されます。また、

4月20日から10月末まで「特別展示 下水道れきし旅」も催されます。場所はいずれも小平市ふれあい下水道館です。詳しくは小平市ホームページのイベント情報をご参照ください。

編集後記

2012年、下水文化研究会の時代、海外事業に携わってこられた高村哲さんにより、ブログが始められました。しかし、最近投稿もなく休止状態でした。再び、バングラデシュを訪問するようになって、かの国の変化の大きさに驚くことも多く、新たな発見、思いついたことなどが書ける場としてブログはだいたいじだなど思うようになり、再開しました▶Facebook（こちら

も会員数に比べてアクセス数が非常に少ないまま）ともども情報共有のツールとして活用してみませんか。今年1月1日付で、高村さんが「ブログをつくった経緯」がつづられており、最近、いくつか投稿もされています。一度訪れてみて、情報発信してみませんか。（情報発信をお考えの方はご連絡ください。ブログURLは下記）。
(酒井彰)

特定非営利活動法人 日本水循環文化研究協会

〒101-0027 東京都千代田区神田平河町1番 第3東ビル710号室

URL: <https://npo-jade.com> e-mail: npo.jade@gmail.com

TEL 03-5829-5843

Facebook: <http://www.facebook.com/groups/jadejapan/> ← **メンバー登録を!**

Blog: <https://blog.goo.ne.jp/jadetokyo> ← **再開しました!**